

船舶事故調査報告書

令和3年12月22日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	令和3年4月11日 11時30分ごろ
発生場所	三重県鳥羽市 ^{とふし} 答志漁港南東方沖 答志港南防波堤灯台から真方位117°530m付近 (概位 北緯34°31.7′ 東経136°54.5′)
事故の概要	プレジャーボート ^{エム} Mは、南進中、暗岩に乗り揚げた。
事故調査の経過	令和3年5月6日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート M、5トン未満（長さ7.47m）
船舶番号、船舶所有者等	240-40445愛知、有限会社大伸木工所
乗組員等に関する情報	船長、二級小型
負傷者	なし
損傷	アウトドライブに破損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南東、風力 3、視界 良好 海象：波高 約0.5m、潮汐 下げ潮の末期
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者3人を乗せ、釣りの目的で答志漁港南東方海域（以下「本件海域」という。）を手動操舵により約10ノットの対地速力で南進中、暗岩に乗り揚げた。 本船は、船長が本事故の発生を海上保安庁に通報し、来援した巡視船の搭載艇によりえい航された。 船長は、GPSプロッターを使用していたが、レンジが大きく暗岩が表示されていなかった。 本船の喫水は、船首及び船尾ともに約1.0mであった。
分析	本船は、南進中、船長が暗岩の存在を知らずに本件海域を航行したことから、暗岩に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、南進中、船長が暗岩の存在を知らずに本件海域を航行したため、暗岩に乗り揚げたものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・船長は、暗岩等が存在する浅所域を航行する場合、事前にGPSプロッターを適正なレンジに調整して航行予定海域の水路調査を行うこと。